

## 第 59 回移動法律相談開催要項

- 1 行事名称 同志社大学法学研究会 第 59 回移動法律相談
- 2 内 容 学生による、市民の方々を対象とした法律に関する相談会
- 3 目 的 現実の法律問題に触れることにより、学生の勉学をより一層深めると共に、市民の皆様を手軽な法律相談の場を提供し、社会の一助となること。
- 4 日 時 平成 27 年 8 月 28 日（金）～平成 27 年 8 月 31 日（月）
- 5 場 所 平成 27 年 8 月 28 日（金）・29 日（土） 岐阜県大垣市  
会場：大垣市スイトピアセンター  
平成 27 年 8 月 30 日（日）・8 月 31 日（月） 岐阜県高山市  
会場：高山市役所
- 6 受付時間 岐阜県大垣市 8 月 28 日（金）29 日（土） 9 時～15 時  
  
岐阜県高山市 8 月 30 日（日）9 時～15 時  
8 月 31 日（月）9 時～14 時
- 7 料 金 無料
- 8 予 約 不要
- 9 相談内容 相続・離婚・親族問題、金銭問題、土地・建物に関する問題、相隣関係に関する問題、交通事故、不法行為、その他法律問題一般（ただし、税金問題、刑事事件、知的財産関係、訴訟中の事件は除く。）
- 10 相談手順 ①受 付 受付用紙に相談内容を大まかにご記入いただきます。  
②予 審 受付用紙にご記入いただいた内容に基づいて選ばれた学生相談員 3 名が、ブースごとに仕切られた相談室にて詳しくお話を伺います。（弁護士または教授が同席しますが、あくまで学生主体のため、直接お話になることはできません。）  
③検 討 伺ったお話について、学生が別室で法的な検討を行います。  
この間、ご相談にいらした方には待合室でお待ちいただきます。

す。学生での検討がすみましたら、弁護士または教授がその内容を確認します。

- ④本 審 待合室までお迎えにあがり、相談室にて検討結果をご報告いたします。(複雑な事案の場合、後日回答となることもあり得ます。ご了承ください。)
- ⑤アンケート 最後に、アンケート用紙をお渡ししますので、当法律相談でお気づきになったことなどを待合室にてご記入願います。

- 11 参加人員 弁護士・教授・助教授・講師各数名、学生約 80 名
- 12 主 催 同志社大学法学研究会 第 59 回移動法律相談実行委員会
- 13 後 援 大垣市、高山市、大垣市教育委員会、高山市教育委員会、社会福祉法人大垣市社会福祉協議会、社会福祉法人高山市社会福祉協議会、大垣商工会議所、高山商工会議所、岐阜県司法書士会、岐阜県行政書士会、毎日新聞社、読売新聞社、中日新聞社、朝日新聞社、株式会社高山市民時報社、岐阜新聞・岐阜放送、株式会社エフエム岐阜、株式会社飛騨高山テレ・エフエム、株式会社大垣ケーブルテレビ、Hit net TV!、株式会社十六銀行、株式会社大垣共立銀行、岐阜信用金庫、同志社校友会、同志社校友会岐阜県支部、同志社法学会、同志社政法会、同志社政法会東海支部、同志社法曹会（順不同・敬称略）
- 14 連絡先 同志社大学法学研究会 第 59 回移動法律相談実行委員会  
電 話：080-6206-3247  
E-mail：[houken.iso59@gmail.com](mailto:houken.iso59@gmail.com)  
住 所：〒602-8580 京都市上京区上立売通新町西入西大路町 61-1  
新町学生会館 414 号室

以 上